

新たな活力を創造し



五城目町・八郎潟町・井川町任意合併協議会

# 協議会だより

GOJOME-MACHI HACHIROGATA-MACHI IKAWA-MACHI H15.8.13 創刊号



**3町長が固い握手**  
五城目町・八郎潟町・井川町  
任意合併協議会が設立されました

**第1回任意合併協議会を開催**  
協議会が設立された同日、第1回任意合併協議会が開催されました。

8月6日、井川町農村環境改善センターにおいて合併重点支援地域指定書交付式および任意合併協議会設置合意書調印式が行われました。はじめに、県が3町を合併重点支援地域として指定する合併重点支援地域指定書交付式が行われ、秋田地域振興局長より、3町長に指定書が交付されました。続いて任意合併協議会設置合意書調印式が行われ、3町長があいさつを行った後、合意書に署名し、五城目町・八郎潟町・井川町任意合併協議会が設立されました。協議会の会長には佐藤五城目町長、副会長には土橋八郎潟町長、齋藤井川町長がそれぞれ就任し、今後は各町から選出された協議会委員の21名で組織された任意合併協議会において、合併方式など合併協定基本項目の取り扱いや新町まちづくり構想、法定合併協議会の設立に向けた協議などが行われることとなりました。

**任意合併協議会設置に3町が合意**

**【その他】**  
今回の協議会の開催日、協議案件等について

- 【協議案件】**
- 協議第1号 平成15年度任意合併協議会事業計画案について
  - 協議第2号 平成15年度任意合併協議会予算案について
  - 協議第3号 湖東3町まちづくり構想(案)の概要について
  - 協議第4号 市町村合併協議会委員セミナーについて
  - 協議第5号 先進地視察研修について
- 【報告案件】**
- 報告第1号 任意合併協議会規約について
  - 報告第2号 任意合併協議会会議運営及び傍聴に関する規程について
  - 報告第3号 任意合併協議会幹事会規程について
  - 報告第4号 任意合併協議会専門部会規程について
  - 報告第5号 任意合併協議会分科会規程について
  - 報告第6号 任意合併協議会事務局規程について
  - 報告第7号 任意合併協議会報酬及び費用弁償に関する規程について
  - 報告第8号 任意合併協議会財務規程について

**協議会の案件**

協議会では、はじめに、各町から選出された協議会委員、監査委員に佐藤会長より委嘱状が交付されました。続いて協議会規約などの報告が行われ、その後、事業計画や予算などの案件について協議が行われ、それぞれの案件が全会一致で承認されました。

五城目町・八郎潟町・井川町任意合併協議会委員・監査委員名簿

役職名	氏名	職名
会長	佐藤 邦夫	五城目町長
副会長	土橋多喜夫	八郎潟町長
副会長	齋藤 正寧	井川町長
委員	工藤 卓美	五城目町議会議長
委員	小野 富蔵	八郎潟町議会議長
委員	齋藤 紀男	井川町議会議長
委員	草皆 隆悦	五城目町議会副議長
委員	小柳 勉	八郎潟町議会副議長
委員	伊藤八十治	井川町議会副議長
委員	荒川 正己	五城目町議会議員
委員	佐藤 長	八郎潟町議会議員
委員	藤田 英次	井川町議会議員
委員	草皆 茂樹	五城目町森林組合長
委員	館岡 金男	五城目町町内会長会会長
委員	山平 富子	五城目町商工会理事
委員	桜庭 正男	八郎潟町農業委員会会長
委員	村井久之丞	八郎潟町商工会長
委員	渡部 郁	八郎潟町立図書館協議会委員
委員	小玉 昭夫	井川町教育委員
委員	齋藤 一男	井川町桐ヶ丘療護園施設長
委員	森田千枝子	井川町生涯学習奨励員(会長)
監査委員	伊藤 長雄	五城目町代表監査委員
監査委員	貝田道三郎	八郎潟町代表監査委員
監査委員	工藤 侑	井川町代表監査委員

(敬称略)

幹事会幹事名簿

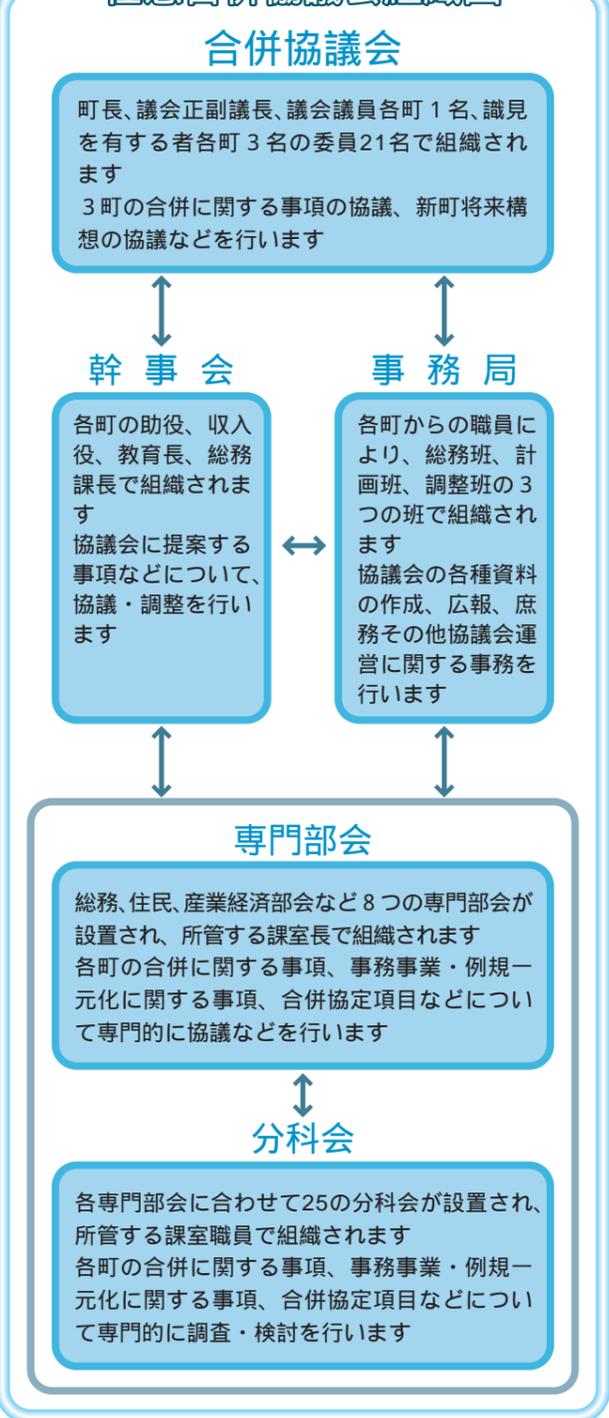
役職名	氏名	職名
幹事長	石井 一夫	五城目町助役
副幹事長	土橋 昭義	八郎潟町助役
副幹事長	菅生玉磨呂	井川町助役
幹事	小林 博實	五城目町収入役
幹事	北島 二郎	八郎潟町収入役
幹事	鈴木 次秋	井川町収入役職務代理者
幹事	小玉 康夫	五城目町教育長
幹事	野村 勇一	八郎潟町教育長
幹事	中山 英悦	井川町教育長
幹事	畑澤 兼道	五城目町総務課長(事務局長兼務)
幹事	千田平三郎	八郎潟町総務課長
幹事	遠藤 兼美	井川町総務課長

事務局職員名簿

役職名	氏名	備考
事務局長	畑澤 兼道	五城目町総務課長
事務局次長	石井 清人	調整班長兼務(八郎潟町)
事務局員	澤田石清樹	総務班長(五城目町)
事務局員	伊藤 勝彦	総務班(五城目町)
事務局員	鷲谷 康之	計画班長(井川町)
事務局員	伊藤 敏和	計画班(五城目町)
事務局員	伊藤 洋平	計画班(八郎潟町)
事務局員	嶋崎 一人	調整班(五城目町)
事務局員	半田 秀人	調整班(井川町)

編集・発行 五城目町・八郎潟町・井川町任意合併協議会 事務局  
〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1-1-1 五城目町役場2階会議室  
電話 018-879-8077 FAX 018-852-5603  
E-mail admin@kotou3.on.arena.ne.jp ホームページアドレス http://www.kotou3.on.arena.ne.jp

任意合併協議会組織図



第2回任意合併協議会開催のお知らせ

日時 8月22日(金)午後2時  
場所 五城目町役場正庁  
案件 新町将来構想について  
合併協定基本5項目について  
どなたでも傍聴できますのでご来場ください

## 調印式における町長あいさつ

(抜粋)

会長 佐藤 邦夫 五城目町長

3町で互いの信頼をもとに合併懇談会をつくりましてから4ヶ月を経過しましたが、この間、3町の議会のご指導や委員の皆さんのご指導をいただきながら、行政の現況調査、あるいは新たな行政機構への検討、事務事業や電算、例規などの一元化に対する取り組み、新町まちづくり構想への着手、また任意協議会に対する諸準備など、それぞれを順調に進め、今日の日を迎えることができました。各委員、ご指導いただいた関係者さらには3町の議会並びに町民各位のご理解・指導に心から感謝を申し上げます。



3町長がそろって  
任意合併協議会設置合意書に署名

八郎潟丸・井川丸・五城目丸、それぞれ3つの船がいよいよ船団を組んで、大海をのぞみ、その航海に乗り出すことになりました。雨強き日もあれば、風強き日もあるかもしれませんが、しかし、3町の信頼をもとにして、我々の目指すところに船がみごとに到着できるように全力を尽くして頑張ってくださいと考えています。

一層のご理解・協力・指導をお願いします。

副会長 土橋多喜夫 八郎潟町長

合併はあくまでも住民による住民のための合併であってしかるべきだと思います。そういう意味で、町民一丸となって事に当たらなければなりません。

したがって、いろいろと問題があるとしても、21世紀はこのまちづくりからだということに常に危機感を持って頑張らなければ、これを超えることはできないと思います。やはり今までの歴史を変える、非常に困難なことですが、これは皆さんと共に力を合わせれば必ず実現するものと思います。

副会長 齋藤 正寧 井川町長

今日のこの任協の設立というのは、ひとつの形式を整えるためのいわば一里塚

### 任意合併協議会会議運営 及び傍聴に関する規程

(報告第2号の抜粋)

1 基本方針(第2条)  
会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、やむを得ない場合は出席委員の3分の2以上の賛同をもって進めることとする。

会議は原則として公開するものとする。

2 会議録等の公開(第6条)  
会議録及び会議に提出された文書は原則公開とする。

公開は、広報及びホームページへの掲載並びに閲覧の方法により行う。

### 任意合併協議会報酬及び費用弁償に関する規程

(報告第7号の抜粋)

1 報酬(第2条)  
協議会の委員及び監査委員(以下「委員等」という。)の報酬は、月額4,500円とする。ただし、地方公共団体の長については、これを支給しない。

### 任意合併協議会事業計画

(協議第1号の抜粋)

2 費用弁償(第3条)  
委員等が、協議会の職務を行うために五城目町・八郎潟町・井川町以外の区域に出務したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、地方公共団体の長については、これを支給しない。

1 新町将来構想の協議

2 合併協定基本5項目等の取扱いの協議  
合併の方式  
合併の期日  
新町の名称  
新町の事務所の位置  
財産の取扱い など

3 法定合併協議会規約等の協議  
規約、規程等の協議  
合併までの全体スケジュールの協議  
予算案の協議 など

4 先進地視察研修の実施

5 広報誌の発行及びホームページの掲載

6 事務事業一元化のための調整

7 例規一元化のための調整

8 電算事務の統合に向けた調整

であり、ことに任協の中に最初から住民代表を入れるという組織は極めて珍しい組織だろうと思います。私も3町の住民の代表の方々、議会はもちろんでありますけれども、より幅広く結集し、いろんな議論を通じて、いわば一段高いものを目指す。この任協にそういう役目を期待しています。

この協議会の方々には腹藏なくそれぞれの立場で議論をいただければ、きっと良い新町が誕生するだろうと考えています。

### 任意合併協議会規約

(報告第1号の抜粋)

1 設置(第1条)

五城目町、八郎潟町、井川町(以下「3町」という。)は、市町村合併に関する協議を行うため、五城目町・八郎潟町・井川町任意合併協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会の事務(第2条)  
協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

3 町の合併に係る調査研究に関する事項  
新町の将来構想に関する事項  
前2号に掲げるもののほか、3町の合併に関し必要な事項

### 任意合併協議会予算

(協議第2号の抜粋)

歳入、歳出とも9,204千円の予算により、事業計画に基づき事業を実施します。

(左図を参照ください)

	項目	予算額(千円)	説明
歳入	負担金	4,200	1,400千円×3町
	国県支出金	5,001	重点支援地域指定市町村 支援事務費補助金 5,000千円
	繰入金	1	湖東3町合併懇談会より繰入
	諸収入	2	預金利子など
歳出	運営費	2,129	委員報酬などの会議費、事務局経費
	事業費	6,975	電算事務統合調査などの合併推進事業委託料、 先進地視察研修費、協議会だよりなどの印刷費
	予備費	100	

3 組織(第4条)

協議会は委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者をもって充てる。

3町の長  
3町の議会の議長及び副議長  
3町の議会が選出する議員各1名  
3町の長が協議して定めた識見を有する者9名

4 役員(第5条)

協議会に次の役員を置く。

会長 1名  
副会長 2名

5 幹事会、専門部会及び分科会(第10条)

協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会、専門部会及び分科会を置く。幹事会、専門部会及び分科会の組織並びに運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

6 事務局(第11条)

協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。事務局の職員は、3町の職員をもって充てる。

事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

7 監査(第13条)

協議会の出納の監査を行うため、監査委員を置く。監査委員は、3町の代表監査委員に委嘱する。

### 湖東3町まちづくり構想の概要説明

(協議第3号の抜粋)

合併懇談会において了承した基本構想試案「湖東3町まちづくり構想」の概要を説明し、今後はこの構想をたたき台として将来構想や建設計画策定の協議を行うこととしました。

### 先進地視察研修

(協議第5号の抜粋)

合併までの取り組みやその問題点、合併後の効果などについて学ぶため、平成15年4月1日に実際に合併を行った宮城県加美町(人口約2万8,000人)へ視察研修を行うこととしました。

#### 今後の日程

- 10月末の法定合併協議会設立を目指し、今後、3回の協議会を開催することを確認しました。
- 第2回任意合併協議会  
8月22日(金)・五城目町
- 先進地視察研修  
9月2日(火)・宮城県加美町
- 第3回任意合併協議会  
9月24日(水)・八郎潟町
- 第4回任意合併協議会  
10月14日(火)・井川町